

議会受付番号	鎌議第 1654 号
質問者	長嶋 竜弘議員
答弁する者	市長、副市長、部長 (総務部職員課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

執務室での飲食のルールについて

2 質問の要旨

- ① 執務室の市民の皆様から見える場所で休憩時間以外に物を食べている職員をよく見かけるが、この状況についてどのように考えるか。
- ② 執務室内の飲食についてはルールがないそうですが、きちんとルールをつくってルールに従いやるべきだと思うがいかがか。
- ③ 再三申し上げていますが、昼の休憩時間以外にも、喫煙や飲食の為の小休憩ができるようにするべきだと思うがいかがか。

3 答弁

- ① 執務室において、市民から見える場所で休憩時間以外に物を食べる行為は慎むべきであると認識しています。
- ② 執務室内での飲食については、勤務時間中でも適度な水分補給は必要だと考えますが、休憩時間以外に執務室内で市民の皆様から見える場所で物を食べる行為については、今後慎むよう指導徹底したいと考えます。
- ③ 労働基準法上、休憩は、原則一斉付与することとしていますので、小休憩の導入については、所属職員の小休憩の取得状況をどのように把握するかといったマネジメント上の問題や、勤務時間及び窓口開設時間の延長等解決すべき課題が多いことから、現段階では考えていませんが、引き続き検討していきたいと考えます。